裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
用例集

本則関係

「第一条の表中「八五七人」を「八四二人」に改める。」の例…………………………………………………………………………………………1ページ

「第二条中「二万千七百七十五人」を「二万千七百四十四人」に改める。」の例…………………………………………………………………………1ページ

附則関係

「この法律は、令和五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例……………………………………………1ページ

理由関係

「近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例
……………………………………………………………………………1ページ

令和四年十二月
法務省大臣官房司法法制部

裁判所職員定員法　関係
用例集

【「本則」関係】

①「第一条の表中「八五七人」を「八四二人」に改める。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十号）

第一条の表中「八九七人」を「八五七人」に改める。

②「第二条中「二万千七百七十五人」を「二万千七百四十四人」に改める。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十号）

第二条中「二万千八百一人」を「二万千七百七十五人」に改める。

【「附則」関係】

③「この法律は、令和五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十号）

この法律は、令和四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【「理由」関係】

④「近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十号）

令和四年・第二百八回国会提出合本

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。